

令和4年度

第11回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和4年9月9日（金）
開会13時35分 閉会15時10分

場 所 教育委員室

令和4年度
第11回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

① 令和4年第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

② スタンフォード大学遠隔講座開講式等について

(3) 協 議

① 第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版（案）について

② 令和5年度県立高等学校の入学定員について

③ 令和5年度県立特別支援学校高等部・専攻科の入学定員について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	内 海 真理子
	参事監兼学校安全・安心支援課長	谷 川 芳 明
	参事監兼特別支援教育課長	友 成 洋
	教育改革・企画課長	重 親 龍 志
	教育人事課長	大 和 孝 司
	高校教育課長	山 田 誠 司
	社会教育課長	森 山 貴 仁
	教育財務課財務企画監	角 淵 達 彦
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	得 丸 祐 輔
	教育改革・企画課 主任	安 長 理 生

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、岩武委員が欠席です。

それでは、ただ今から、令和4年度第11回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時45分を予定していますので、よろしくをお願いします。

議 事

(岡本教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第2号議案は人事に関する案件であり、協議②及び協議③については、令和5年度の県立学校入学定員を協議するもので、各学校の現時点での志望状況など、一般に公開することが適当でないことも含めて、率直に議論する必要がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第2号議案、協議②及び協議③については、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議案】

① 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(3課〔教育改革・企画課、学校安全・安心支援課、社会教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(重親教育改革・企画課長)

第1号議案「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明します。

資料1ページをご覧ください。

本議案は、議案書の「提案理由」のとおり、令和3年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った結果に関する報告書を決定したいので提案するものです。

前回（令和4年8月26日）開催した教育委員会会議では、目標指標の達成状況について説明しました。これに対して、前回の協議の際には「著しく不十分」となった指標である「1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」については「子どもたちが目にしてわかりやすく、読むきっかけになるよう本やテーマを設定し、読むと更に興味が沸くようにしてほしい」や「電子書籍の取組も活用して若い頃から幅広い情報に触れることが重要」というご意見や読書が果たす役割についてのご意見をいただくとともに、子どもたちが本を読むきっかけとなるようなはたらきかけに関するご提案をいただきました。また、不登校に関しても「コロナをきっかけに不登校が増えることが危惧されるため、引き続きフォローしてほしい」というご要望をいただくなど、様々な分野において、幅広い視点からご意見などをいただきました。

これらのご意見等を踏まえて、報告書について2点の変更をしておりますので、説明します。

まず、報告書の23ページをお開きください。

施策別の進行管理表になりますが、変更点の1点目は、1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合の指標に関するご指摘を踏まえ、報告書の23ページの下段「4. 現状認識及び今後の課題・改善点」の「主な取組④⑤」の部分です。一つ目の「○」の下にある矢印内の文章の最後に「その際、子ども達にとって視覚的にわかりやすく、かつ本を読むきっかけとなり、更に興味が沸くようなはたらきかけとなるよう工夫して取り組む。」という表記を追記しました。子どもたちが本を読むきっかけとなるよう、子ども目線に立って工夫を凝らしながら取組を進めることとします。

続きまして、報告書の36ページをお開きください。

直接的には公立図書館の利用者数の指標に関するページになりますが、36ページの上段「1. 主な取組（目指すべき方向性）及び関連事業」の「主な取組（目指すべき方向性）」の「②」には、多様な学びを支える環境づくりの推進を掲げており、1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合の改善にも相関性があると考えております。変更の2点目として「電子書籍の取組も活用して若い頃から幅広い情報に触れることが重要である」というご指摘を踏まえ、36ページの下段、「4. 現状認識及び今後の課題・改善点」の「主な取組②」、三つ目の「○」に「また、電子書籍サービスも活用して、若い頃から幅広い情報に触れることができる環境づくりの推進が重要。」という表記を追記しました。

その他のご意見につきましては、報告書の記載に関する変更は行っていませんが、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今後の取組を進めていきたいと考えています。

今後のスケジュールにつきましては、本日、報告書をご決定いただきましたら、この報告書を県議会に提出するとともに、県教育委員会のHPに掲載することで公表したいと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

私たちの意見を踏まえていただいて、非常に良く改訂されていると思います。

去年の報告書を県議会に提出後に県民などから意見はありましたか。

(重親教育改革・企画課長)

意見はありませんでした。

(岡本教育長)

他にありませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りします。承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 令和4年第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、教育財務課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第1号「令和4年第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」全体概要を教育改革・企画課長から、議案の内容については担当課から説明をしてください。

(重親教育改革・企画課長)

報告第1号について、説明します。

資料3ページをお開きください。

令和4年第3回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)関係部分」など、計6議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら、知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり、異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告します。

議案の内容等については、担当課が説明しますので、よろしく申し上げます。

(角淵財務企画監〔教育財務課〕)

(県議会)第70号議案「令和4年度大分県一般会計補正予算(第2号)」の教育委員会所管分について、説明します。

資料15ページをお開きください。

繰り越しの早期設定をお願いするものでございます。

「高等学校施設整備事業費」1億1,100万円は、県立学校校舎の大規模改修工事について、資材不足の影響を踏まえ、工期を長期に設定するものです。

「支援学校施設整備事業費」10億1,300万円は、大分地区新設知的障がい特別支援学校の建設工事について、分割発注や資材不足の影響を踏まえ、適正工期を確保するものですが、令和6年4月開校の全体工期に影響はありません。

「スクールバス整備事業費」4,500万円は、メーカーが受注停止している状況であり、十分な納期を確保するものです。

以上、合計で11億6,900万円となっております。

(大和教育人事課長)

(県議会) 第73号議案「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定」について説明します。

資料19ページをお開きください。

まず、「1 制定理由」についてです。

職員の定年の引上げを踏まえた高年齢の職員の多様な働き方のニーズに応えるため、公務の運営に支障がないと認めるときに、勤務時間の一部について休業することを可能にする高齢者部分休業制度に関する条例を新たに制定するものです。

「2 制度概要」の表をご覧ください。

まず、対象職員は、55歳以上の職員となります。休業期間については、期間の始まりは、55歳に達した日の翌年度4月1日以降からとし、期間の終わりは、定年退職日までとなります。休業時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内となります。給与等については、勤務しない1時間につき、1時間当たりの額を減額します。退職手当については、勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算します。

表の下に、参考として、国が示した高齢者部分休業制度の概要を記載しています。具体的な職員のニーズとしては、家族の介護や職員自身の体力の低下などを想定しています。そのような事情がある場合においても、職員自身が退職という判断に至ることなく、勤務時間の一部を休業することにより、定年まで働き続けることができる制度と考えています。

最後に、「3 施行期日」については、定年引上げ関係条例の施行日と同様に、令和5年4月1日としています。

(大和教育人事課長)

次に(県議会) 第74号議案「職員の定年等に関する条例等の一部改正等」について説明します。

資料20ページをお開きください。

まず「1 改正理由」についてです。

令和3年6月に成立・公布、令和5年4月1日が施行期日とされている定年引上げに係る国家公務員法等及び改正地方公務員法の一部を改正する法律を踏まえ、定年制度の見直し等に関し、必要な事項を定めるとともに、関係条例について所要の整備を行います。

なお、職員の定年等に関する条例の一部改正をベースとし、関連して改正及び廃止が必要となる条例が全部で24本あるので、1本にまとめた改正条例として提案します。

国の改正法の概要を点線の四角囲みで記載しておりますが、基本的には、国から示された考え方や各種通知、他の都道府県の検討状況等を参考にし、県としての制度構築を行っています。

「2 改正内容」の「(1) 定年引上げ制度の概要」をご覧ください。

まず、定年の引上げについて、現行の定年60歳を65歳に改めます。令和5年度から、2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度には、定年65歳となり、引上げ完成となります。

次に、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入です。原則、課長級以上の職については、60歳以降に非管理監督職である課長補佐級へ役降りとするものです。また、役降りの特例措置として、60歳以降も管理監督職として勤務することを認める「特例任用」についても、運用が可能となる条件を条例で規定します。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入です。職員は、定年の引上げにより、60歳以降もフルタイムで勤務することが基本となりますが、フルタイムでの勤務が厳しい場合も想定されるため、多様な働き方の一つとして、60歳以降に一旦退職し、短時間勤務の職での再任用を可能とするものです。

次に、給与に関する措置です。定年の引上げにより、60歳以降の給料は、国の取扱いと同様に、60歳時点の給料月額の7割となります。また、退職手当については、60歳以降に給料月額が7割となった場合においても、7割措置前の給料月額をベースとする等、いわゆるピーク時特例の対象とすることにより、現行の60歳定年で退職した場合と比較して不利益になることがないように取り扱うものです。

資料21ページをご覧ください。「(2) 定年の段階的引上げのイメージ図」となります。

一番上の横軸に年度を記載し、その下に各年度の定年年齢を記載しています。その下に各年度の定年年齢を記載しています。R4の列では定年が60歳、R5及びR6は1歳引き上がり定年が61歳となり、昭和38年度生まれの今年度末59歳の方が該当します。R7及びR8は、さらに1歳引き上がり定年が62歳となり、該当する方は昭和39年度生まれの今年度末58歳の方となります。R13以降は定年が65歳となり、制度完成となります。

「3 施行期日」については、国の改正法の施行期日と同様に、令和5年4月1日としております。

資料22ページに、今回改正及び廃止となる条例24本の一覧を記載しており、改正条例ごとに、主な改正内容を整理しています。

(大和教育人事課長)

次に「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」について説明します。

資料23ページをご覧ください。

「1 改正理由」については、地方公務員の育児休業制度が、国家公務員の制度改正に準じて、令和4年10月1日より改正されるため、規定の整備を行うものです。

今回の制度改正により、「2 地方公務員育児休業法の改正内容」に記載のとおり、現行では1人の子につき、1回の育児休業が可能ですが、改正後は2回まで育児休業の取得が可能となります。また、男性については、子の出生日から5

7日間以内の育児休業についても2回まで取得が可能となります。

また「3 育児休業条例の改正内容」に記載のとおり、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和され、男性の育児休業について、子の誕生日から57日間以内において、これまでは、子が1歳6ヶ月に達する日までに、その職が廃止される場合には育児休業が取得できませんでしたが、改正後は、子の誕生日から57日間と6月を経過する日までに職が廃止されず、引き続き任用を希望する場合は、育児休業が取得可能となります。

このほか、地方公務員育児休業法の改正により、取得回数の制限が緩和されたことにより不要になった規定の削除を行います。

施行期日は、令和4年10月1日を予定しています。

(大和教育人事課長)

次に(県議会)第83号議案「損害賠償請求に関する和解をすることについて(概要)」を説明します。

資料24ページをご覧ください。

事案の概要は、平成31年1月17日に大分県立高校の生徒が自殺を図り後遺障害を負ったことについて、当該生徒とその母親から、同校教諭であった者との性的関係が原因であるなどとして、令和2年1月14日に大分県を被告として大分地方裁判所に請求金額1億3,118万7,494円の損害賠償請求訴訟が提起されたものです。

当該教諭は、令和元年に懲戒免職処分となっています。

県としては、原因及び責任を否認するなどし、争ってきましたが、令和4年8月22日に大分地方裁判所から和解勧告がありました。

和解勧告の主な内容は、「①当該教諭の行為と原告生徒に招かれた重大な結果との法律上の因果関係の存在については直ちには首肯し難い。②教諭と生徒とが性的な関係をもつことは、それ自体、理由のいかんを問わず、不適切極まりなく、許されざるもの。原告らを始めとする大分県民の教育に対する信頼を著しく失墜させるもの。③被告は原告らに対し、解決金として500万円を支払うこと。④被告は、今後二度と本件のような事故が起きないようにするために、再発防止策等を講じること。」などというものです。

結果の重大性や、事案の早期解決などを鑑み、和解に応じたいと考え、今回の議案を提出するものです。

(角渕財務企画監[教育財務課])

(県議会)報告第8号「損害賠償の額の決定」について、説明します。

資料の25ページをご覧ください。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、被害者に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、令和4年8月23日に専決処分したので、報告を行います。

事故の概要は、令和4年6月7日午前9時55分頃、大分豊府中学校の会計年度任用職員が同校の敷地から歩道に伸びた草を刈っていた際、刈払機に弾き飛ばされた小石が通行車両に当たり、車両の一部が損傷したものであり、被害額は、13万2,924円となります。

県としては、除草作業の職務を行うにあたり、過失があり、他人に損害を与えたため、国家賠償法第1条に基づき、相手方に損害賠償を行うものです。説明は、以上です。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてですが、現行の60歳定年時は、60歳以降は再任用となりますが、定年が65歳となった場合、65歳以降の再任用は制度上、考えられますか。

(大和教育人事課長)

現時点では65歳以降の再任用は想定されていません。今後、年金支給との関係において、65歳以降の再任用ということが出てくるのではないかと思います。現行の再任用制度も年金支給との接続となっています。

(岩崎委員)

民間企業では、大企業を中心に70歳までの定年引上げは努力義務となっています。傾向としては、定年引上げの方向と思われます。

(林委員)

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてですが、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で休業ができるということは、1年間のうち半分勤務すればよいということですか。また、退職手当は減額した分を考慮してということですか。

(大和教育人事課長)

1年間のうち半分勤務すればよいということですか。

退職手当は、勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算となります。

(高橋委員)

60歳以降の教員は、基本的には学級担任をしないということですか。

(大和教育人事課長)

現時点においては、60歳以降についても、60歳以前と同様に勤務していただく予定です。

(高橋委員)

林委員からの発言もありましたが、勤務時間が半分となった時に、担任としての業務に支障がないか懸念があります。

(大和教育人事課長)

高齢者部分休業を取得する教員については、小学校で担任をするということは難しいと考えます。加配教員も含めて校内で調整をしていくことが想定されます。

(高橋委員)

体育専科教員や英語専科教員などの専科教員の活用が大切になってくると思いますが、今後、増加する可能性もあるのですか。

(大和教育人事課長)

教科担任制教員や専科教員などの割合が増加すると、運用がしやすくなるのではないかと思います。

(鈴木委員)

先生によっては、再任用を希望せず、60歳で退職したいという方もいると思いますが、再任用に申し込んでほしいという声かけは、早い段階からしていますか。それとも先生の意志に任せていますか。

(大和教育人事課長)

再任用校長や再任用指導主事などを導入するなど、定年後も残っていただきやすい制度としています。県教育委員会から、具体的に1人1人に残ってくださいという声かけは行っていませんが、学校で声かけをしている可能性はあります。

(鈴木委員)

私の子どもが通っている学校には、定年後も担任をされている先生がおり、非常にパワフルです。体育の授業もしていますし、運動会でも率先して動いています。民間では職員募集の際に「年齢の上限を書かないでください」と指導されており、法的にも年齢制限禁止ということになっています。

働きたい職員に学校に残っていただくのが一番だと思います。ベテラン職員の知見を現場で活用できるのは非常にいいことだと思います。現在の学校にはベテランの先生や新採用の先生など様々な世代の先生がいて、非常に楽しそうなので、積極的に進めていただき、再任用を望む先生が増加するようにして欲しいと思います。

② スタンフォード大学遠隔講座開講式等について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、報告第2号「スタンフォード大学遠隔講座開講式等について」高校教育課長から説明をしてください。

(山田高校教育課長)

令和4年9月24日(土)に、大分県教育センターにおいて、第4期のスタンフォード大学遠隔講座の開講式を行います。当日は、第2回グローバルリーダー育成塾において、基調講演、協議・発表などを交えながら、最後に開講式を行います。

すでに、スタンフォード大学から第3期成績優秀者が決定され、表彰されています。講義中の意欲や協議内容、課題レポートの提出状況等を踏まえ、総合的にスタンフォード大学が評価しています。第3期の成績優秀者は、宇佐高校の2年生の今井梨奈さんと大分豊府高校2年生の野尻悠貴さんが成績優秀者に選ばれており、その両名によるプレゼンテーションを行い、その後、広瀬知事より講評をいただく予定にしています。この両名については、令和4年8月10日(水)に、オンラインによるバーチャル表彰式に参加しておりますので、その様子をご覧ください。

<動画説明>

ご覧いただいたように、宇佐高校の今井さんは、掩体壕をテーマに、大分豊府高校の野尻さんは、木造建造物や歴史的建造物の保護、平和の観点を踏まえ、課題をまとめるという内容です。

以上で報告を終わります。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

英会話の技術的な練習は、ALT(外国語指導助手)もしくは日本人の教員がされたのですか。

(山田高校教育課長)

両方だと思います。日本人の教員のみだけでは補えないものをALT(外国語指導助手)の力を借りて行っています。講義では、ディスカッションもあるので、他の生徒と切磋琢磨しながら伸びていくということもあります。

(高橋委員)

ブリティッシュ英語とアメリカ英語を話す生徒がいますが、どうしてそのよう

になるのですか。

(山田高校教育課長)

生徒が英語を習う人の影響を受けているからだと思います。

(林委員)

ブリティッシュ英語を使うALT（外国語指導助手）とアメリカ英語を使うALT（外国語指導助手）から習う場合、生徒の発音も違いますか。

(山崎指導主事[高校教育課])

ALT（外国語指導助手）の影響もあると思います。また、様々な音声で勉強していることも考えられます。

(高橋委員)

日本人の教員の発音は、ブリティッシュ英語とアメリカ英語のどちらに近いですか。

(山崎指導主事[高校教育課])

アメリカ英語の教科書で学んだ教員が多いと思うので、アメリカ英語に近い教員が多いと思います。

(林委員)

国際会議で、外国の大使と高校生が対等に話すという場面がありますが、そのような場面でも、高校生が堂々とできるように、英語での協議などの取組は積極的にして欲しいと思います。

【協 議】

① 第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版（案）について

（2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室）

(岡本教育長)

次に、協議第1号「第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版（案）について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

<説明概要>

- ・第三次大分県特別支援教育推進計画の計画期間延長による改訂版の策定
- ・計画策定当初の基本方針、重点目標を継続。
- ・推進計画のフォローアップ委員会の意見、特別支援教育を取り巻く環境の変化を考慮しながら、策定当初の方策を見直し
- ・今後はパブリックコメントを実施し、その意見を踏まえ、教育委員会で審議し、県議会で報告する予定

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

特別支援教育コーディネーターは、学校に何人いますか。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

各学校に1名です。

(高橋委員)

特別支援教育コーディネーターは、どのようなことをしていますか。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

校内支援と校外への連絡・調整を中心に1つの分掌業務を担っています。

(高橋委員)

生徒の担当をしながら、その役割を1人で担うのは大変だと思います。特別支援学校には、先生もかなりの人数がいるので、サポートする先生を増やしてはどうですか。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

特別支援学校のコーディネーターは、学級担任はしていません。校内支援も行いますが、地域の学校を巡回し、支援を行う役割を担っているので、授業を担当することは基本的にはありません。

(高橋委員)

地域の学校の特別支援教育をコーディネートしていくということですか。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

地域の学校からの要請に応じて支援を行います。そのため、特別支援学校のコーディネーターの役割や業務を、地域の学校に理解してもらう必要があります。

計画の中の方策に記載していますが、エリア別で地域の学校のコーディネーターの先生に対する研修などを行うことにより、つながりを深め、活用の促進を図っていきたいと考えています。

(高橋委員)

地域の学校には、理解が進んでいないところもあると思うので、特別支援教育のコーディネートがうまくできるように、引き続き取組をお願いします。

(林委員)

今後のスケジュールはどのようになっていますか。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

今後はパブリックコメントを実施後、教育委員会会議で審議いただき、12月の県議会で報告予定です。

(林委員)

国において、特別な能力を持つ子どもをどのようにして早く見つけていくのかという観点で議論が行われています。

特別支援学校だけでなく、小・中学校などにも当てはまると思いますが、埋もれている才能を見つけるような取組、例えば、知的障がいのある児童生徒のなかには、絵画や数学に長けていても、見過ごされていることがあるのではないかと思います。そのような力を見抜くことができる専門性のある研究者や教員を配置することはできないですか。特別支援教育推進計画に盛り込むのがよいのか、長期教育計画の取組とするかも含めて、今後、議論ができるとよいと思います。

(鈴木委員)

療育施設に通っている子どものなかには、専門性のある職員に得意なことを見つけ出してもらうことで、保護者が子どもの得意なことに気づくことができたという話を聞いたことがあります。

保護者がどうしてよいか悩みつつ対応した結果、子どものやる気を削いでしまうということが多いようです。

特別支援教育が専門の先生であれば、子どもの得意なことを見つけ出すことができるのではないかと思いますのですが、いかがですか。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

特別な支援を必要とする子どものなかで、特に発達障がいの子どもの得意な部分や不得意な部分を見極めながら、得意な部分を伸ばしていこうというのが、現在の特別支援教育の視点です。このことが、合理的配慮にもつながるとともに、個別の指導計画への反映にもつながると思います。

(林委員)

才能のある子どもと芸術家との交流など、新しいコーディネートの方法もあると思います。その議論を特別支援教育課だけでなく、義務教育課や高校教育課と一緒にしていただいて、多くの才能を開花できたらいいと思います。

(鈴木委員)

高校入学時に配布される書類に、合理的配慮の必要の有無に関する書類がありました。合理的配慮という言葉の意味は一般の方にはわかりにくく、意味を理解せず、合理的配慮の必要の有無に関する回答をした保護者もいると聞きました。そのため、高校の先生が合理的配慮について詳しく説明をすることもありました。合理的配慮について、もう少しわかりやすい資料があるといいと思います。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

高校の合理的配慮は、各学校で要綱を定めています。それに基づいて、どのような配慮が必要なのかを調査しますが、説明が足りていない部分があります。

(岡本教育長)

今後は、資料に説明を加えるなどして対応していきたいと思います。

(鈴木委員)

特別支援教育支援員がいることにより、集団生活の苦手な子どもが教室で授業に参加できていると話を学校の先生から聞きました。特別支援教育支援員の配置は良い取組だと思っています。

(三浦次長)

合理的配慮は、平成25年に法律が制定されたことに伴い、各学校で説明をし、希望調査をするようにしました。具体的な配慮について、誤解を生じることがないように、説明方法を考えていきたいと思っています。

(鈴木委員)

保護者に資料を渡して、合理的配慮が必要であれば書いてくださいというだけでは、合理的配慮の内容を理解できないと思います。

(三浦次長)

学校としては、合理的配慮の説明をしていないことや情報を提供していないことを避けるために、資料を配布していると思いますが、各学校の状況を聞いて、取り組んでいきたいと思っています。

(岡本教育長)

今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

(岡本教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開の議事でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【議案】

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、高校教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

第2号議案の承認についてお諮りします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

【協 議】

② 令和5年度県立高等学校の入学定員について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

※非公開であったが、9月28日の教育委員会会議で意思決定がなされたため、要旨に限り公開するもの

(岡本教育長)

次に、協議第2号「令和5年度県立高等学校の入学定員について」高校教育課長から説明をしてください。

(山田高校教育課長)

<説明概要>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 県立高等学校の入学定員策定についての基本的な考え方について・ 中学校卒業予定者数の推移について・ 入学定員（案）について |
|--|

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(教育委員からの質問・意見)

- ・ 大分工業高校電子科を1学級増やす措置を今後も継続する否かは議論する必要がある。
- ・ 大分市東部から県南部の高校で入学定員の減となっているが、人口比率の結果なのか。
- ・ 高校が学校の魅力や独自性をより発信し、高校の魅力向上につなげて欲しい。
- ・ 学校と企業が連携し、雇用を創出するようにして欲しい。
- ・ 高校や高校生に対する期待が高まっている状況にあると思うが、高校再編により学校がなくなると不安に思っている高校の先生がいる状況にある。学校がなくならないことを高校の先生が理解できるようにしてほしい。

(教育委員会事務局からの回答等)

- ・ 令和6年に、熊本県に半導体の工場が完成予定であることから、大分工業高校電子科は、令和5年度に入学する1年生から2学級とするが、今後も継続するか否かは工場の採用状況等により検討する。
- ・ 半導体関係の地場企業の現状や今後の状況を逐次確認するとともに、県内の業界で必要とされる人材を必要数輩出したいと考えている。
- ・ 人口比率も入学定員を策定するうえでの検討事項であるが、出願者数の多い高校の入学定員を減じることはない。
- ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等による魅力の発信等の広報活

動の充実を高校に依頼している。また、「県立高校未来創生ビジョン」検討委員会で学科の在り方や新しい学びの導入についても検討する方向。

- ・福祉に限らず、社会的ニーズと生徒・保護者の考えに乖離があり、その乖離を補うには関係団体や知事部局等と連携する必要がある。また、高校の関連する学科の魅力発信をどのようにするかが課題と捉えている。

(岡本教育長)

今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

③ 令和5年度県立特別支援学校高等部・専攻科の入学定員について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

※非公開であったが、9月28日の教育委員会会議で意思決定がなされたため、要旨に限り公開するもの

(岡本教育長)

次に、協議第2号「令和5年度県立特別支援学校高等部・専攻科の入学定員について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(友成参事監兼特別支援教育課長)

<説明概要>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・令和5年度県立特別支援学校高等部・専攻科の入学定員策定の考え方について・入学定員(案)について・令和5年度の高等部訪問教育について |
|--|

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(教育委員からの質問・意見)

- ・さくらの杜高等支援学校は入学定員に対して、志願者が上回っている状況にあるので、入学定員を増やすことは難しいか。
- ・さくらの杜高等支援学校に入学できない生徒はどうするのですか。

(教育委員会事務局からの回答等)

- ・さくらの杜高等支援学校の入学定員は既に定められているので、入学定員を増やすことは、難しい。
- ・さくらの杜高等支援学校に入学できない生徒は、特別支援学校高等部を受検し、学校教育法施行令第22条の3に該当すれば合格となる。

(岡本教育長)

今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

(岡本教育長)

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和4年度第11回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。